

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄に
おける国・県有地（調査団報告・処理方針）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653

国県有地に関する大蔵省調査団報告(第二次)

秘

沖縄県に国有財産の問題点 (未定稿)

45. 12. 22

理財局 国有三書

1. 国有財産、旧沖縄県有財産及び琉球政府有財産の帰属

(1) 1972年沖縄復帰の本土復帰の観点から、琉球政府の機能は「国政機能」と県政機能を分離

され、国政機能は「国」事務として日本政府に引き継がれることには賛成を考えられる。

琉球政府が1967年6月現在の国政府関係史懇話会報告に於いて、「国政事務関係の施設

の用に供している琉球政府所有財産は次のとおりである。

	数量	投資総額	資金内訳		備考
			琉球	日政	
土地	296,593.29 ^坪	2,046,441.05	2,046,441.05	0	旧に国有地 81,639.09坪
建物	47,832.37 ^坪	9,622,030.45	4,454,454.08	795,095.30	2,442,256.49 旧県有地 15,494.62坪 倉庫地 不詳
工作物		2,139,149.20	1,480,832.93	505,671.59	150,644.68
特殊器具	308 ^台	1,064,512.39	1,510,391.91	225,104.53	28,629.95
船舶	3 ^隻	20,040.00	20,040.00	0	0
合計	—	15,570,193.09	11,493,364.55	1,526,297.44	2,571,531.12

琉球政府は「復帰時点に流産物を売却し得られるか」と、政府有資産を国政機能、県政機能にたいし、それぞれに帰属について特別立法を要するを考えられる。

[注] 1. 日本政府、米政府からの資金を出している施設があるが、その旧琉球政府に交付する資金援助であり、その資金に利用取得した財産は琉球政府の所有に属するものとして扱われている。

2. 県有財産（沖縄興業銀行に交付した資金等も含む）は従来存在する必要がある。

3. 琉球政府の出資金（例として琉球電力公社に交付した出資金）等も、それぞれに

性格に依り帰属を決定しなければならぬ。

(2) 国政事務と見られる施設の敷地には旧沖縄県有地が15,494.62坪程度ある。

復旧事業法において設立される沖縄県民性格については二通りを適用が考えられる。即ち、一つは法律上は沖縄県廃止の立法は行われておらず、新沖縄県は当然に単元の沖縄県民性格にあり、法人格を引き継ぐものである。他は、沖縄県の施設権分譲後に日本国民法の効力は消滅し、法人格は別個に法人格として別に消滅したと見なすべきであり、従って新沖縄県は単元の沖縄県とは別の法人格としてあり得るべきである。

前記のとおり、旧沖縄県民性格は新沖縄県に引き継がれ、国政庁が施設敷地の旧県民性格は復旧後何らかの形で整理することとなるが、後者については、旧沖縄県民性格は無主物の故を以て国有財産となり、果敢に必要な財産は新沖縄県に譲渡する特別の立法を必要とするのである。

(3) NHK所有地、電気公社所有地、郵便公社所有地については、現在USCARが国有地として管理している。これらの土地は必ずしもこれらの業務に適合した用途に供されているとは言いがたいが、国に引渡法人の所有地であり、現状のままで法人に帰属せしめ復旧後各法人がそれぞれ管理処分すべき問題と考える。

[注] NHK、電気公社、郵便公社所有地の利用現況

NHK所有地	電波監視所、小学校及び民間貸付
電気公社	電気公社、OHK及び民間貸付
郵便公社	筑政保健所、同登記所、沖縄赤十字病院、琉球赤十字防衛 及び 水道、道路等

(4) 国有財産の中でも事業会計である国有林野管理会計所有地、郵政事業特別会計所有地、一般会計所有地の別があり、特に一般会計所有地については各府庁行政身産に分かれている。しかし、これらの土地も単元の用途に供されているものが多い。例として沖縄復旧準備委員会のある土地が郵政庁の土地であったり、中央郵便局敷地が一般会計所属の土地であったり、その利用状況は複雑である。

会社間の財産の交換、折償等の再配分が必要となる。

2. 米政府による電々公報上財産の処分

(1) 旧逓信省逓通特別会計財産のうち、八重山郵便局送受信折敷地（19785.06坪にわ

り）は、1949年八重山群島司令官の経済命令第4号「軍用地処分に因る案件」により旧所有者に
対し買収価格と同額の価額を払下げられているとされている（詳細につきUSCARに賛同中）。

もしこの事実であれば、手付金以下中の適法性についての疑念を払拭する必要がある。

4. 本件処分は「陸軍」法規慣例に因る条約（明治45年1月13日条約第4号）第55条の

「占領国八重山二属之且占領地ニ在ル公営建物、不動産、森林及農場ニ付テハ其、
管理者及受益者タルニ過キタルモテリト考慮シ、右財産ヲ基本ヲ保護シ且利益

取リ法規ニ依リテ之ヲ管理スベシ」
の規定に及ぶ。

5. 経済命令第4号の対象は軍用地であり、同命令では、

「本命令に依り軍用地とは日本軍が過去20年以内に住居から取得し、かつ、現在日本

軍財産として登記されている先島群島の土地をいう。」

と定義しているが、本件土地は軍用地ではなく逓通特別会計の土地であり、同命令の

範囲を逸脱している。

6. かつ、「日本国との平和条約」（昭和21年4月28日条約第5号）第4条（6）に於いては

「日本国は第2条及び第3条に掲げる地域に於ける権利に於ける合衆国軍政府に對し、及び
その指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の交渉力に承諾するもの

と規定されている。

本項は、一般的に日本が放棄する地域の所在日本資産及び債権に付いて、その責

任当局と日本との間で、その処理につき特別の取極を行つたこととされているから、
（4条（6））、韓国のため特別に設けたものである（「日本露和条約の研究」、入江啓四

即ち P.280)とされているが、条文の字義上、本條をいつい適用のあるものがある。

本項の平和条約第19条(4) (請求権の放棄)の規定上、本件処分は有効であり、かつ日本国政府には請求権は存在しないことが解決される。(一方、本件処分については専門家について法律解釈を確定する必要がある。)

〔注〕1. 経済命令第4号は、1949年10月22日経済命令第6号に於て上記官庁の指示に廃止された。

2. 上記財産と同じ石垣島旧陸軍財産 西原防備区 199坪を同経済命令で処分した疑いがあり、USCARは賛同中である。

(二) 電信電話公社の買収金は、公経法第5号に於て

「この法律の施行の際(昭和29年8月1日)に於ける電気通信特別会社¹の買収の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額とし、政府が全額買収したものとされている。

本件土地は旧電気通信特別会社所属財産であり、公社設立当時、この土地がすでに処分されているのを知らず、現物出資の形で電々公社に出資されている。

もし上記のFONに米軍政府の処分が有効であるとすれば、その資産(価額 23,982円)は電々出資金に削減する必要が生じてくるものと考えられるが、その出資金は普通會社の決算報告に基づきであり、その取扱いは等について解決を是める必要がある。

一方、本件については詳細をUSCARは賛同中であり、争点關係は正確認め、関係者等に連絡するとしている。

〔注〕 沖縄本島の電々公社所有地のうち金塔塔敷地は、その土地所有権を証明書がないう土地があるが、所有権を証明書は、言合文に於いて覆されることが、適法な土地所有権の基礎として認められるにすぎず、所有権の放棄のものが、裏付されているわけ

ではないから、このことは、出資金の減少という問題には関係しないと考えられる。

3. 旧軍用地の概況

(1) 沖縄県沖田の旧軍用地については ①昭和19年3月31日現在の国有財産台帳に登記されているもの、②USCARに於き旧軍用地の管理されているものがあるが、その内前者は次のとおりである。

① 国有財産台帳に登記されているもの	22,609 坪
② " " に登記されていないもの	3,195,061 坪
合計	3,217,670 坪

(2) 旧軍用地については旧地主がその返還を強く要望しており、旧宮古飛行場、旧石垣飛行場、旧読谷飛行場については返還が完了し、下の陳情が寄せられている。

日本においては、旧軍用財産は旧陸海軍省より大蔵省がこれを引継ぎ、普通財産として管理することになったが、旧軍用地のうち農業適地については直ちに用益のある農

業化に着手することを基本とし昭和20年11月15日大蔵次官、農林次官連発「農林に利用可能な旧軍用地等の国有財産の処理実施に関する件」が出され、前折所存は還元するもの

と認められ、更に自作農創設特別措置法(昭和21年法43号)に於てその施策が推進された。他方、公益事業、公益事業の用に供せられる旧軍用財産については「旧軍用財産の貸付

及び譲渡の特例等に関する法律」(昭和23年法94号)に於て無償貸付、減額貸付、譲渡の特例が設けられたが、そのの特例はその後「国有財産特別措置法」(昭和29

年法219号)に於て普通財産全体に拡大され今日に至っている。現在、旧軍用財産の特例については次の二点にすぎず、旧軍用財産を管理

し旧軍用地を適切に価格を低廉にするための措置は講ずられていない。

4. 旧軍港事業の概況 (昭和25年法22号) 第4条第1項

旧軍用財産の売却代金又は交換差金は一先には復興の支出に充てられ、その不足分は

れを以ては、租界を撤し、租界を併し、10年以内の延期がある。(通策5年)

ロ 予算法案の会計令臨時特例 (昭和2年勅令558号) 第5条

各府各県の長は当然の間、左に掲げる場合においては、随意契約に於ては、
得ざる。

三 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属しては、自産地用定産品に於て普通自産地

に於ては、普通自産地連合国軍及び進駐軍からの送還及び取得に於ては、並

びに自産地送還及び自産地手補償特例措置法に於ては、租界に在りては、自

産地価格が二百円を超えぬことを標準とし、(通策30万円)

四〜七 (略)

(3) 旧軍用地の送還問題は、その要が熾烈であり、平正、公平の土地というべき特殊問題
に於ては、日本政府としては、早急に旧軍用地の管理処分の方途を定める必要があるを考へる。

1. 旧軍用地

(1) 旧軍用地 (特に宮古島、鹿児島、高千穂) に於ては、國家總動員法に於ては、自用地に於ては、
自用地である。

[注] 1. 日本に於ては、國家總動員法の自用地に於ては、強制的に自用地に於ては、

自、宮古島に於ては、自用地に於ては、登記簿に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、
琉政民部部長に指摘し、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、

自用地に於ては、

2. 同法に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、

自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、
自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、

自用地に於ては、

自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、

自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、
自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、自用地に於ては、

(ウ) 旧軍用地の買収代金を付与する法制上の国債の購入及び郵便貯金に充てられた。

[注] 1 郵便貯金については昭和44年12月25日 払い出し開始(注)

及び旧本國政府債、別途、琉球本國政府債、債権放棄に

対する見舞金として、左替貯金関係 339,423千円を交付し、(注)

処理財 琉球政府に一律20%を認め、(注)

2 国債については、大蔵省関係法令の整理に関する法律(昭和49年)

法律第121号)の附則第3項に於て、沖縄に居住する者が所持するもの

は「国債に関する法律(明治39年法律第34号)の第9条に定める消

滅時効(元金10年、利息5年)の特例として、当分の間、消滅時効期間

満後未支払が認められることとなっている。

(ハ) 旧西条飛行場は1958年秋政府の年に別無償で旧地主に返還されており、

1965年の土地諮問委員会(米側委員4名、琉球政側委員4名で構成)で旧

西条飛行場の例に基づき、宮古飛行場用地を旧地主に返還することを勧告して

いること。

[注] 旧西条飛行場用地については、昭和32年米政府から日本政府に

交付し同地が日本固有財産であるの点(注)において関係書類について

照会があったにに対し、日本政府は

「単独時中軍が西条飛行場の敷地として私有地を買収した点(注)が

よく認められる。単はこの敷地として、私有地の一時借上りの処

理を述べたものと認められる。」

旨の回答をしたのを根拠として、旧所有者に土地を返還した点(注)を判別

される(詳細についてはUSCARに照会中)。

(ニ) 買上げに際し、将来用途廃止後旧所有者に下げる旨担当官が約束して

いること(宮古島 議定書)。

等理由に旧地主に支払し賠償(主には賠償(西格))を払うべきを希望している。
 二の場合、旧村有者に払うのが、現在耕作している者は払うのが、不在何籍を
 旧西村下村のいうのが、二村に固有財産がなっていない。日本本土の旧軍用地の心
 ランズから相当困難な問題であると思う。

ロ 旧軍用地を旧所有者に払うかとして、現在民間に貸している土地(付帯問題は
 解決するが、旧滑走路が残っているという、軍用地内の土地は払うが、払わないと思
 われ、そのバリエーションを考慮する必要がある。
 ハ、旧所有者と現耕作者の異なる場合が相当数あり、払うに際し、耕作権の付
 属を認めるか、手付金補償の付属を認めるか。

4. 旧社有用地の処理

(1) 国有財産のうち旧社有用地については、見られるものは次のとおりである。

所在地	面積(坪)
1. 汲上工舎 那覇市若狭町1	4,092
2. 三重城揮所 〃 西条町2	934.9
ハ、 神社(名称不詳) 八重山郡竹富町字西表成屋6	9,169

(2) 日本本土については、「社有等は無償で貸し付けである国有財産の処分に関する法律」(昭
 和22年法律53号)に於いて

1. 社有土地、地租改正、寄附又は寄附金に付する異入に於て国有財産としての社
 有等に無償で貸し付けられているものうち、その社有等の宗廟活動の進行に必要とする
 ものを譲渡するに付しては、
 ロ、 本条に於て以外の国有財産に於ては、その社有等の宗廟活動を進行に必要とする
 西の半額に随契約に於て社有等に売却することができる。
 こととしている。

渡之上宮行戦前の聖華小社であった。その敷地 4,072坪は国有地とされていたが、
現在は、2,904坪を神社用地とし、渡之上宮に貸し付す。残り 1,368坪は言念無量敷地
等として民間に貸し付けられている。その敷地の下の持分原因は判明国有地とされているが、
不明であるが、本土とのバラバラについては、国有地の無償譲渡の手続き立法が必要であ
ると考えられる。(香島橋式場F2の建設中であり、その範囲に入れば検査手続を要する。)
(3) 三重城跡地、八重山の神社用地については、今後その詳細については調査を行なう
必要がある。

5. 埋立地の所有権

(1) USCARの管理している国有地の中には公用財産、公用財産ではないものの
として埋立地があるが、USCARのリストでは新用地、埋立地として表示している。(F2の
現実には埋立地はあくまで旧名称の河川の治水管理とされているが、) F2の埋
立地は、例として河川に属する土地の土砂の溜まり等、ため自然に埋立している。見
れば土地は米政府に埋立された土地がある。

(2) 前巻の例として、那覇市の泉元寺町2,335,95坪、旭町3,039,499坪の埋立地がある。
沖縄島の法廷では、1945年米海軍政府布告第1号第4項に於て、米軍の職執行使上
の必要の土地は、現行法現の施行の存続とされることとなっている。従って、
沖縄における公有水面埋立は、同法同様、地方長官(即ち琉球政府)が埋立の免
許を受けなければならない。埋立地の所有権は取得することとなる。(公有水
面埋立法第24条、琉球法第19号)
工業用埋立地は、琉球の免許を受け埋立を行なったものとして、所有権の体系は有
限責任会社であるが、民法第239条第2項「無主不動産は、国家に所有し、属人の
規定に於て、国有財産とみなす」と考えられる。

(注) 1. 厳格には、琉球民法は、本土民法と同様の規定があるが、現在は、
大 蔵 省 (' 9)

沖繩には「国庫」といふことが認められて同条項の適用は排く「復帰の時点に
おいては」の「戻」の規定が適用されて「国庫」に帰属する土地となる。

2. 埋立地のうち、1951年所有権取得期満発行の時点に於いて「空地化」した
土地については日本政府所有の所有権取得期満が履行されているが、1951
年以後に空地化した土地については「証明書」はない。

(3) 那覇港の「元」の「通堂」時に米軍が那覇港を拡張した際に生じた「空地」埋立地
(奥米山球場周辺)

元米軍の「元」の「空地」は約29,000坪ある。このうち、19,000坪はUSCARが
Repealed. Return Japanese Government (Land Reclamation by U.S. Government)

この管理は「元」の「約」9,800坪については「無管理」の「半」自治「法」を「使」
て「コ」ト、民衆等「の」に「して」いる。USCARは、この土地を「一」た「日」本「政」府「の」所有「地」として「管

理」しているが、米政府は琉球政府の「立」法「に」向「来」て「い」く「と」を「取」り「上」げ「て」
「米」軍「的」に「は」前「記」土「地」の「下」に「直」ち「に」無「主」物「と」なる「と」断「定」を「す」た。米軍は「軍」用「地

内」に「例」え「ば」ハ「ン」セ「飛」行「場」の「下」に「米」軍「に」由「る」埋「立」地「を」相「当」数「に」保「有」し「て」い「る」を「考」え「ら」れ「る」
ため、軍用地内の埋立地を「国」有「地」と「す」る「の」を「嫌」い、米政府の費用で埋立てた「の」から「(奥
通堂町

埋立)には「二」の「土」地「は」公「園」平「地」地「と」な「つ」て「い」る「が」米「政」府「は」必「要」が「あ」ら「な」い「と」し「て」(「法」律「的」に「は」
米「政」府「に」所有「権」が「主」張「す」る「可」能「性」が「あ」り、軍用地内の埋立地を「含」めて「解」釈「を」定
める「必」要「が」あ「る」。

〔注〕 復帰時点以後、軍用地は「地」位「協」定「の」適用「を」受「け」る「こ」の「に」は「た」る「が」、軍用
地内の埋立地が米政府所有地となる「と」して「も」地「位」協「定」第「4」条「第」2「項」の「規」定
に「対」し「決」意「を」し「日」本「政」府「所」有「地」と「す」る「か」ど「う」か「に」つ「い」て「研」究「を」要「す」る。

6. 事実関係の確認

(1) 上記の「事」実「問」題「は」い「ず」れ「も」事「実」関「係」の「確」認「が」必「要」な「が」、全「般」的「に」国「有」財「産」の「事」実

関係について「今」後「述」の「よ」う「に」研「究」の「必」要「な」あ「る」。

1. 国有財産 兼有財産としての確認

(1) 沖縄県群島については1951年所有権証明書の有無

所有権登記明書の有無については、国有財産法によるこの事実関係からして法律上の根拠の究明

(2) 八重山群島 宮古群島については、不動産登記簿上の所有権登記の確認

2. 国有地 旧景有地の利用現況

(1) 国有地 旧景有地の一筆毎に貸付先 割当先 及びその坪数の確認(道路等敷地等については除外あり、その態様は複雑である。)

(2) 借料の水準の確認

借料についてはUSCARに資料を要す中、その資料はPivotal material であるとして要

求にたいしてその状況であるが、現行の借料は1962年に定められた以来更改されず、当該民間慣行の妥当性があることについては、現在の水準はどうか

とのことであるが、詳細はわかりにくい。借料については料率を改訂するに当たっては復旧債の問題と同等の思慮が必要とし、その後のPhase IIの段階での国有財産を

琉球政府にどう使わせるかの判断の基礎として経路類については、早期に把握する必要がある。

[注] 米商企業 米人企業にたいして貸付契約の詳細については今回取り上げない

確認してきている。USCARにたいして契約書等もそのための要索中である。

(2) 現在所有権関係の確認が特に必要を考えられているものとして別添付表のようである。

1. 愛染園 (マリ療養所)敷地 国有財産台帳には 32,556 坪であるが、USCARは

国有地 61,536 坪として管理している。その差28,980坪は国有林等の土地の割合

とされているものと推測されるが、その確認

○ 南韓国(51療養所)敷地 国有財産台帳に存在登録されているがUSCARIF
固有地22930坪をUSCARIF管理している。USCARIF側には平成前平壌市の国に貸付した地
に由来しているとの説明がある。

ハ 那覇市宮城川赤畑条165番の埋立地 2021年11月USCARIFが固有地として管理して
いるが、同地につき沖繩興業銀行が1966年保存登記を行っており、沖繩興業銀行
がUSCARIFの管理解除の条件を行っており。条件についてはUSCARIF、保存登記

の要因となる裁判中の判決(USCARIFが請求されたい土地の権利を却下している。
同様の事案が旧農事試験会跡(旧果有財産)にある方が言及されている。

ニ 旧電通特別会計所管 勝連水産線陸揚倉 25.68坪についてUSCARIFが自然
管理している。勝連村の登記簿に旧村長がこれを保存し、現在の登記簿にその
を基礎としているとの記載がある(琉球政府民事部)。現在、土地台帳、登記簿と
もに記載がない。

等々である。

(3) USCARIFの管理している国有財産及び旧果有財産については、復帰時点において大蔵
省が一括引継ぎを受け、別人格であるNHK、専売公社及び別会計である国
有財産特別会計、郵政事業特別会計にそれぞれ財産を引き継ぐこととなる。現

在USCARIFは日本政府の窓口を大蔵省にしているため、各機関はそれぞれに所属する
財産についての調査を各自で行っているが、ある時点を以て調査を各機関に引き継ぐ
ことが必要である。

[注] 国有財産は琉球政府の管理しているが、下には各自の調査を行っている。

7. Phase IIの問題点

(1) 復帰準備のPhase IIの段階において、固有地の管理を琉球政府に移管すること
が予定されている。大蔵省としての固有地の現状を把握し、これを条件として琉球政府

府に移管するに必要とするに付いては、一般に付帯の問題点がある。

4. 民間に貸付中の土地にある建築物の売買の相当数が行われ、その場合には土地の貸付相手の変更を承諾せざるを得ない。

5. 正倉整理事業が行われ、事業の遂行に伴い地主としての意見を表明し、転交換分合に付いての異議申立等の意見表示を許されること。

6. 沖縄に付いて土地問題は深刻であり、琉球政府が国所有地の管理権を有する場合には、琉球政府の意思により管理処分意思表示等(例として旧軍用地に付いては特別の)

(2) 琉球政府に交付する日本政府の発言は、通常 米政府の施策に parallel する方法と、advice する方法があることあり、国所有財産については、通常 米政府の意思を参考にする方法と、琉球政府に交付する物束を有するものではない。

しかし、国所有財産については、他の行政的施策と異なり(私的財産)財産権の行使に国所有権の委任があること、日本政府の助言に基づいての管理権を行使すること、他の行政機能の移譲をパララックスとする。また、日本政府の意思を以てこれを復帰のための準備段階といえることとなる。

従って、Phase II に際しては「国所有地の管理を琉球政府に移管するが琉球政府は所有権者である日本政府の助言に基づき同財産を管理し得るべきこと」を協定に織りこむべきである。

一方、具体的には一定限度内に行ける賃貸借契約の継続、変更、料金の徴収、借料の管理等について包括的に助言し、一定限度以上の管理行為については日本政府の助言を求めらるべきことを Phase II 当初において助言するということで行うことが、

〔注〕 米政府の軍に交付する allocation の権限を琉球政府に移管すること

水 蔵 省

付いて考えられること、これは米政府側の条件である。

(13)

国庫有地に對する大蔵省調査団

報告

在中

外務省
東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話 東京 (580) 3311番

郵便番号 100

北米第一課長 用

(注) 3月25日-31日 経理課
大蔵省国庫有地調査用の
報告書

5月1日 経理課
報告書

経済命令第4号

1947. 4. 15.

軍用地の処分について (後取)

1. この命令における軍用地とは、先島群島内において過去20年の間に日本軍の群島の住民から

買収し、かつ現在日本軍の財産として登記されている土地をいう。

2. 当該土地の前所有者は、地方裁判所に買収前における完全の所有権についての十分な証拠を

提出し、かつ土地代として支払を受けた金額と同額のものを返済することにより、その土地の所有権を再取

得することができる。また、この際、土地は1,500坪以下しか所有していないこと、現金及び財産が

50,000円以下で窮乏していることを証明しておくなければならない。

3. 土地代として支払われるものうち、強制的に現金を

大 蔵 省 ()

とられ、以後受け取っていないものについては再購入に際し、信用が与えられる。これらの資金は銀行及び郵便局において特別勘定として凍結される。

4. 死亡の日から一年以内に支払をなし、この信用を清算しなければならない。これらの資金は、銀行において分離勘定として記録されるか、銀行の一般的

な回転資金として貸付けられてもよい。やむを得ない理由により一年以内に支払が不可能なときは、一年の

終りにおける未清算を償うため、借入保証として第一優先権を設定し、銀行に借入を申し込むことが

出来る。

5. 前所有者が死亡しているときは、その直接法定相続

人が代理人として土地を受け取ることも出来る。

6. 前所有者の遺産とされたものは、軍用地は上級軍政

府機関の承認の下に臨時政府により貸付けられ、又は売却されることとなる。

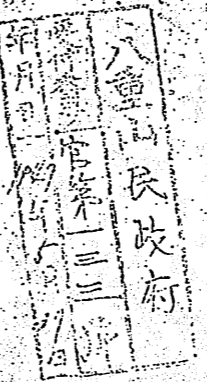
大 蔵 省 ()

HEADQUARTERS, MILITARY COMMAND
MILITARY GOVERNMENT, SINGAPORE
NO 251

15 APRIL 1947

FORMER GOVERNMENT LAND

DEPARTMENT OF MILITARY LAND



1. Military land included in this order is now land in Singapore. It is the property of the Japanese armed forces and not registered as land in Singapore.
2. A former owner of any such land may register possession of it by applying to the Land Commissioner for a certificate of title. The application must be supported by a declaration of the former owner that he is the person entitled to the land and that he is not a Japanese citizen. The application must be supported by a declaration of the Land Commissioner that he is satisfied that the former owner is the person entitled to the land and that he is not a Japanese citizen.
3. Any person who registers possession of any such land in accordance with the provisions of this order shall be deemed to be the owner of the land for all purposes of law.
4. The former owner of any such land may apply to the Land Commissioner for a certificate of title. The application must be supported by a declaration of the former owner that he is the person entitled to the land and that he is not a Japanese citizen. The application must be supported by a declaration of the Land Commissioner that he is satisfied that the former owner is the person entitled to the land and that he is not a Japanese citizen.
5. The former owner of any such land may apply to the Land Commissioner for a certificate of title. The application must be supported by a declaration of the former owner that he is the person entitled to the land and that he is not a Japanese citizen. The application must be supported by a declaration of the Land Commissioner that he is satisfied that the former owner is the person entitled to the land and that he is not a Japanese citizen.
6. Any military land not referred to in this order shall be dealt with in accordance with the provisions of the Military Government Order.

Matthew A. McKeown
Major A. McKeown
The Col. CMB
General Hill Down Officer

Economic Policy in Korea

15 Jan 02

Disposal of Military Land

25.5.02

1 Military land included in this order is any land

Acquired since which a branch of the Japanese armed forces acquired from residents of the Gwato during the

last twenty years and now registered as property of a branch of the Japanese armed forces

2 A former owner of any such land may require possession of it by presenting the local court with sufficient proof of prior and exclusive ownership and repayment of some amount of money received by him for same. He must also establish need by showing

that he possesses less than 1500 Tokyo of land and less than 10,000 yen in cash and property.

3 Any portion of payment for land which was placed in compulsory savings and not since received will be credited toward repurchase. These funds will be frozen in a special account in bank or post office.

4 Balance to be paid within one year from date of
receipt. These funds will be recorded in a separate
account by bank but may be treated as general
available bank money. If for urgent reasons a person
is unable to repay the balance within a year he may
apply to the bank for a loan sufficient to cover the
unpaid balance at the end of one year giving
a first mortgage as loan security.

5 If person owner is deceased his direct legal heir
may receive land as proxy.

6 Any military land not returned to original
owners will be rented out by the Provisional Govern-
ments or sold with approval of the senior military
Government Officer.

機 関
 審 計 長
 写 字 部 の 内
 2 号

機 密

沖繩所在の国有地について(報告)

概 要

沖繩に所在する国有地について昭和19年3月31日現在の国有財産増減及び

現在管理報告(以下国有財産台帳という)に登記されている国有地とUSCARの管理している国有地との対比照合結果の概要を次のとおりである。
 (単位、坪)

区 分	日本側リフト	USCARリフト	増減差
計(1) 一般会計	150,425	149,396	△ 3,039
(2) 郵政運営特別会計	4,753	4,752	△ 1
上(3) 国有林野事業特別会計	114,315,075	110,491,533	△ 3,823,542
管内(4) 旧内務大臣及び陸海軍省	30,978	31,442	464
上(5) 日本専売公社(旧大蔵省)	1,226	1,226	0
外(6) 日本電信電話公社(旧逓信省)	47,686	37,971	△ 19,715
計	114,550,143	110,704,320	△ 3,742,003
旧軍外取得(見込水当財産)	-	3,761,485	3,761,485
各府県産	-	114,268	114,268
公共物(道路、河川等)	-	471,693	471,693
埋立地	-	45,864	45,864
宅地 田畑 居宅等	-	156,499	156,499
N.H.K.財産	-	2,271	2,271
計	-	4,552,063	4,552,063
合 計	114,550,143	115,256,383	706,240

(注1) USCARの数字には、USCARが所有地として管理しているもの(即ち所有権
 登記簿に集にあるもの)、およびに国有地とみなされるもの(即ち国有地として集
 計しているもの)を含む。

(注2) 国有林野についてUSCARの管理している面積が、昭和23年最少のものが、そのうち
 5,857千坪は所有権登記簿が国以外の第三者に登記されているものと推定される。

に早急に調査を要する。世の2965坪は台帳面積と所有権証明面積
に異なっているが土地のモニタリングが済んでいない。農業者の調査
中である。

2. 国有地の態様と所有権の明確化

(1) 国有財産台帳に登録されている国有地

1. 国有財産台帳に登録されている国有地の大部分については

(1) 沖縄県民

1957年布告第8号「土地所有権」に基づき市町村長

が発行した土地所有権証明書

(2) 宮古及び八重山群島

単行前の登記簿が継続されているため、その所有

権登記

にあり所有権は明確化されている。又 USCARには管理されている。

なお、沖縄群島では単行前の登記簿がなかったため、市町村毎に土地所

有権委員会を設け、単行前の記録、土地所有者の記憶等に基づき所有権
証明書を出力したものである。この作業は早急に行われたこと、当該制

度技術が未熟だったこと等の問題があり、1957年に土地調査法を立法し
本格的な土地籍調査を行っている現状である。そのため国有財産台帳の面

積と所有権証明書の面積が適合しないことが、現在ある土地調査の
進展を待つ以外方法が考えられる。

○. 所有権証明書の発行は所有権登記が完了して、従って USCARには管理されて
いない土地は次のとおりである。

1) 沖縄本島 田邊信吾 勝連水産線陸揚室 25,687坪

2) 〃 〃 那覇郵便局東和気送信所鉄塔敷地 〇坪

3) 石垣島 〃 八重山郵便局受信所の一部 463,957坪

大 蔵 省 (2)

ハ、上記の土地のうち

1) については旧所在地等も不明で、現地調査を要する。

1) については USCAR 職員が現地を把握しているが、所有権証明が民間人に与えられているので、早急に所有権の確証の措置を要する。

(1)、(2)とも電々公社所有地であるので、電々公社で調査するよう連絡する。 (3)については 1947 年 8 月 28 日 閣議決定(経済命令 第 44 号)「軍用地処分に関する件」に依り、旧買収西嶺と同額で払下げられたことあり。

① 文相米良若(復讐)米良の対策となるかどうか(平和条約 19 条(4) (諸邦の放棄)の規定上、日本政府には請求権行使は存在しないか、一応解決されるが、予て外務省の見解を徴する必要がある。)

② 本件土地は電々公社設立の際の現物出資に含まれているので、電々公社出資金をどのふうに取り扱うのか

について早急に結論を出す必要がある。

(2) 旧軍用地

4. USCAR の管理している旧軍用地(国有財産台帳登記分を除く)は別表のとおりである。本件については軍用地地主連合会が「軍用地に関する復讐

対策事項」の一角にこれをとりあげ、
「国家総動員法に依り強制的に買上げられた二カ種土地は買収代

金の一部が受け取られた者、買収代金の全部を強制的に国債及び郵便貯金に払い下げられたため事実上の文相西を受け持っている者等、二以上の所

有者の預金は受け取られず、いまだにある。従って接収当時目的達成後は、元所有者に優先的に戻すという約束がなされた通り、又国家

総動員法の趣旨から早急に元所有者又はその相続継承人に所有権

の回復が期待されるべきであり、そのための措置を講じてもらいたいとの旨を主張している。

軍用地地主連合会は必ずしも旧軍用地の元所有者全部を代表する団体ではない、又その主張は

① 軍用地は常規上強制物に買収されたか未通知の場合 国家経済動員法による買収工作であったと考えられること

② 戦争末期における昭和19年頃の買収は強制的に国債又は郵便貯金とせられたというものが、それ以前には一次現金で支払われたと考えられること

③ 要求そのものが軍用地所有権を認めない場合、無償返還等の目的が目的としていないこと
等の問題は守るべき場合には立法が必要とするので本件については方針を定めるだけ早く定める必要がある。

すなわち、旧軍用地には那覇飛行場用地、宮古飛行場用地、名護飛行場用地の3つにのみ日本国土地として保有する必要がある土地、嘉年法前議会のF1には軍用地内にあり国土地として保有しているものが数多くあり、また買収年度が異なるとして、買収代金を一部受領してはいない主張する者(嘉年法前)があり、元所有者と耕作者が異なるとしてこれ各地の事情は複雑なところである。

(注) USCARに列挙された西条飛行場用地及び八重山群島司令部経済命令第4号に下り処分された土地については別表を参照。
(3) 各府財産

各府財産は大部分戦時没収財産とみられるが、その中には取得手続の不明な

種別別差押財産を管理している。USCARが管理している土地については所有
所有権登記簿又は所有権登記簿がある。

(4) 公共物

道路、河川、公有水面、沼池等公共物に登記簿上付無留地（別）所有
権登記簿上所有権登記簿がないが、公図には表示されており、かつUSCARに
ついて管理されている。

(5) 宅地、田畑等

宅地、田畑等に分類されているものは、所有権登記簿に国有地とされているが
国有財産台帳に登記簿がないため国有地とされている由来の不分明な土地（登記簿
の記載している宮古、八重山については取得筆次、所有権弁済簿に記載されている）

地目付宅地、田畑、保安林、雑野、雑種地等とされている。これらの土地
については国有地とされた原因等を今後調査する必要があるが、遠隔地が多い
ため、USCAR及び琉球を通じて調査することはできない。

(注) USCARが国有地として管理しているこの種の土地のうち、次の土地に
ついては、第三者にない所有権登記簿が欠けたり、USCARで調査した
ところではUSCARが誤った管理しているものがある。

1. 伊平屋村1449番地	336坪
0. " 2865 "	19,602 "
ハ. " 2866 "	12,560 "

1. 自然埋立地

： 御嶺町の菜元手町、旭町に河川に付属地の付用地があり、これが土捨て場
等として自然に埋立された宅地として土地が16,902.69坪ある。USCARに

民法第239条第2項「無主ノ不動産ハ國庫ノ所有ニ歸ス」の規定に別
國有地であるとの判断に立ち、これを國有地として管理している。これらの二

地のうち、所有取得証明のあるものは2329.29坪、1951年以降在地化した
地域は土地14,393.40坪について所有証明がつかない。復帰に際し無主物と
認められるが國有地として取扱つていかないと考えられる。

(注) ただし、USCARの管理している土地のうち那覇市字壺川赤田系165
2021坪の埋立地については沖繩興業銀行の申立に従い、1966年地
方裁判所の判決に依り土地所有権を日本政府から沖繩興業銀行
に登記変更する措置がとられているが、この土地の帰属については
検討を要する(USCARは、國及びその管理人であるUSCARの参加に
よる判決であり、一方的であると考えられている)。

○ U.S. Government により埋立てられた土地
那覇軍港のすぐそばの興成山球場のある一帯の土地約2万9千坪は、那覇
軍港建設の際、約1万坪の土地を掘削しその掘削土により埋立てられた土
地である。この土地のうち1万9千坪はUSCARが日本政府所有の土地として
管理している。残りの約1千坪については無管理の状態であり分位は不明な
地とされている。

またこの地軍用地内では米量に埋立てられた土地に次のようなものがある。

これらの土地はUSCARではなくDE(地区工兵隊)が管理している。			
波瀲サービス	82.00	坪	100.368,00
那覇港	51.67		63.244,08
Motobu Quarry	13.01		15,924,24
キング・コート	6.56		8,029,44
Calvez Black Oil Terminal	3.27		4,002,48
計	156.51		191,568,24

これらの埋立地の所有権の帰属については法務省に意見照会中である。

3. 国有地の利用現況

(1) 国有地の利用状況については USCAR 対 米國政府、琉球政府、日本政府に交渉する(燕雀)及び民間に交渉する貸付の状況の必要が別表のとおり判明した。

国県有地の

(2) 民間への貸付料付年間の12万坪であるが、その料率は1962年に全面的に更定されて以後料率更定はされておらず、このため、その水準は民間に比し相当低い(半分以上)であろう。USCAR はその政策に基き、次の者に貸付可能な無償又は減額貸付を行っており、その取扱は日本との国有財産法の取扱と若干異なり、復帰に際し貸付料をどうするか決定して行く必要がある。

1. 福祉団体等 減額貸付(減額率の一定基準は付かない)

2. 市町村道、公園等 〃 (坪/月 0.00085 セン)

3. 生活保護受給者 無償貸付(市町村長の証明に付)

(3) 民間に貸付けられているものうち外人企業等貸付けられている国有地が1件9,508.98坪(水面を含む)ある。このうち4件は問題となるが、又ニングコーポレーションに貸付けられている 4,543.42坪(その中県有地 2,034.36坪、計 6,577.98坪)である。

又ニングコーポレーションは米國カリフォルニアに本社をもち不動産会社として1965年頃沖縄住宅公社から条件形覇市松山町の住宅の他、美豊村、佐敷町、宜野湾市の住宅を競争入札に付て取得し、これをUSCAR 職員、軍属等に貸貸している。

2. ニング・コーポレーションに貸付する貸付について、USCARの貸付面積が大々
 いて、市の中心地にもあり都市計画上公園等の設置の要望があること、隣
 接する商業学校が運動場の拡張用地として熱望していること、昨年USCAR
 の契約更改に際し貸付期間を20年としたことが新聞にこれあつた非難
 を招いたこと（契約上は復帰の日には契約は失効することになる）等から
 琉球政府及び那覇市では国が2. ニングとの契約を解消することを要望して
 いる。

(注1) 2. ニング・コーポレーションが所管地区の敷地は13,286.08坪である。
 のこの内貸付地は次のとおりである。

国有地	4,543.42 坪
県有地	2,034.36
市有地	399.36
民有地	4,899.66
私有地	1,431.28

また、那覇市は昨年6月契約の更新を拒否したため、2. ニングは
 地代を倍増せしめたり、市では建築物の買取請求が行われる恐れ
 と懸念している。

(注2) 2. ニングと同じく20年の契約を結んでいないこととしてBOAがあるが
 BOAについては面積も小さく、近隣に波及する問題も少ないこと。
 那覇市は別に問題はないといっている。また、BOA敷地の一部に
 国有地(旧国道敷 205坪)があるが、近人已ら整理し県有地
 とする予定である。

夕旧社寺等用地の処理

(1) 現在沖縄において社寺等の用途に供されている国有地の内訳については次のとおりである。

・ 1 allocation されているもの (無償)

波の上宮 (1220,28坪 那覇市)

口 laae されているもの (有償)

三重城拝所 (699,67坪 那覇市)

護国寺 (93,33坪 那覇市)

那覇中央教会 (119,61坪 那覇市)

琉球カトリック教会 (1149,96坪 那覇市、屋敷地)

(2) 日本々土のバリエーションを考案して、社寺等は無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律、(昭和22年法律第53号)と同趣旨の特別

立法を採る場合、戦前から国有地の無償貸付を受けていた波の上宮のみの対象とする(他は戦後貸し付けられたものとして対象は

除外する)

(3) 無償貸付の開始の時期は半額以上の売却価格がある場合、波の上宮に相当

とされている土地が国有地と認められるまで調査し、その結果に基づいて、この点については、今回の調査で結論を得られること。

琉球政府を通じて、波の上宮の認可から波の上宮の由来を調査(公認)していること、「戦前の資料に基づいて、波の上宮の由来を調査(公認)すること。

波の上宮の由来は、18年以前に尚豊王が再建したと伝えられており、明治23年から官幣小社であること等であり、神社本庁の神社明

細帳を調査してわかる記事がある

5 国県有地の交換

琉球政府が復帰時点において国政機能と県政機能を分離

これ 琉球政府の財産とこれに従い、国と県とを分離すること、
一方が琉球政府の試算で、国政機能を果たす施設のある県有地は
(琉球大学 2096.992坪を含む)

2084.982坪、県政機能を果たす施設のある国所有地は39.924坪であり、
これを相互に交換する必要がある。

6 Phase IIの問題点

(1) 復帰準備の Phase IIの段階(7月頃)で国県有地の管理が琉球
政府に移管されることか予定されているか、これ以内次の問題がある。

1. 国県有地の物検査 県有地については事務管理という形で管理が

と国としても行われているから、琉球政府の国県有地の管理が
日本政府の指示がある時は同意に基づいて行おうべきである

か、USCAR及び琉球政府のどちらか。

2. USCARに、しし移管した後も、国県有地管理の最終的列責

任は、USCARにあるか、基本的な法書(account file)
は琉球政府に付渡すのか、と云うこと、実際の事務処理

に不便をきたさないか。

3. 民間への貸付料は特別基金を投じて琉球政府に管理

させること、行うのが、その收支差額をどうするか。

4. USCARの財産管理システムの取扱い 22名であるか、そのうち17名

は、(復帰後にもその名を付復帰時点までUSCARに残る)は日本
大 蔵 省 (10)

国政府より琉球政府に再託願を希望してゐる。
日本国政府よりして、46年度予算に補助取戻3名分の経費
が計上されてゐるので、大體を返さへて、これに代替後の
業務を円滑にするため、琉球政府に10名程度を取戻を採用
することがある。

7. 4の趣
その他、復讐時点を以て検討する問題として次のようにある。

- (1) 国府財産の台帳作成の方法(台帳価格を以てするのみ等)
- (2) 国府遺棄等所在市町村交付金及び公納付金に関する法律、による

交付金をどうするか(47年度予算より予算算料するかどうか)
に現在、この台帳価格を以て、分けてゐる。

口法律で付す以来、
「国及び地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する
年の前年の3月31日現在における所有する国府遺棄、に
ついて交付金を交付する」とある。

- (3) 「国府提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」で
その項において「毎年、年度予算に定むる金額の範囲内において
政令で定めることにより、当該国府遺棄の価格、当該市町村の
財政の状況等を考慮して、国府提供施設等所在市町村
助成交付金を交付する。」とあり、これから、
その事、沖縄以北適用は出来るが、助成交付金配分のため
台帳価格の算定を急がなければならない。(ある)時、特令で定

別表1

旧軍買収財産(1)

単位：坪

地域	旧軍用地名	所在地	面積		取得年月	備考
			USCAR管理	地連合管理		
沖縄 群島	那覇飛行場	那覇市小塚	449,206	308,442	昭和18年12月 昭和19年12月	現那覇空港 (軍用地)
	嘉手納飛行場	嘉手納村	145,327	約 146,500	昭和18年 昭和18年	(軍用地)
	読谷飛行場	読谷村	655,284	655,284	昭和18年	(軍用地)
	河江島飛行場	伊江村	298,367	298,407	昭和19年3月	(軍用地)
	南大東飛行場	南大東村	80,195	-	不明	(軍用地)
	陸軍演習場 小塚	与那原町	18,002	19,324	昭和17年6月 昭和18年2月	現小塚陸軍演習場 (軍用地)
	松川射撃場	那覇市	2,669	-	不明	現遊歩場
	海軍集合	佐敷村	4370	4370	昭和18年12月	現5000坪
	陸軍航空隊基地	与那原町	10,706	10,706	昭和17年3月	現250坪
	陸軍航空隊	勝連村	30,965	28,341	昭和16年	(軍用地) 現遊歩場
	陸軍航空隊基地 及小塚	知念村	4044	4372	昭和17年9月	現遊歩場 (軍用地)
	小計		1,699,155	1,422,306		

旧 買 買 收 財 產 (2)

單位：坪

地 區	舊 買 地 名	所 在 地	面 積		取 得 日 月	備 考
			USCAR 管理	地籍測量法		
臺 南	海軍飛行場	平寮市	510.957	518.238	55.18.10	現由海軍管理
	海軍兵舍	.	2199	-	.	現由海軍管理
	新鐵飛行場	下池町	155.375	152.182	55.19.5	現由海軍管理
	野原	上野町	344.05-	343.170	.	.
	小 計		1018.586	1012.090		
石 垣 島	平潭飛行場	石垣市真栄里	236.846	236.018	55.19.3	現由海軍管理
	白塚	石垣市白塚	205.587	202.721	.	現由海軍管理
	平島	石垣市真栄里	89.479	89.479	55.2.	.
	陸軍西農砲台	竹富町西表	511.835	414.357	55.16.10	現由海軍管理
	小 計		1043.247	1042.568		
	計		3766.485	3531.964		

別表2

1947年経済命令による処分による財産関係

1. 処分財産 残存地産の国有財産台帳比較表

処分	財産		残存地産(USCAR管理)		国有財産台帳	
	面積	件数	面積	件数	口在名	面積
取得地	72,053 ^坪	121 ^件	79,017.26 ^坪	332 ^件	232,339 ^坪	(旧軍買収台帳未登録) ^坪
取得地	29,760	27	21,792.20	233	205,547	()
取得地	8,777	26	7,021.20	1	875 (市公地)	入倉と新築地 並行所
取得地	9,747	16	7,465.20	-	-	要所
計	125,337	190	115,297.60	616	237,946	-

註1. 処分財産の区分は ① Forward deposit ② Current deposit ③ Lock

1. 区別不明

2. 取得地処分による 現金未収入 (旧軍買収916,502坪 401.20坪
澤田カキ) など

3. 処分残存地(USCAR管理)は USCAR管理の土地はUSCAR管理の合計を指す

〔参考〕

旧西条(古那原)飛行場跡地について

1 概要

旧西条飛行場跡 昭和19年末頃日本陸軍により特攻機隊の飛進基地として建設
高工3411mの道に志免敷のまき敷敷を築きおいたのである。

飛行場跡地は國前町産として米農政府が管理し、一時米軍が軍用地として
使用していたが、昭和32年2月24日、この土地は國前民有地であるとの判断の下

に地主37人324筆/56,908坪の土地が無条件で返還されている。

2 返還の経緯

1) USCAR付 本件土地を國前町であるとして管理していたが、昭和31年 西条村は
敷前の土地所有者が本件土地の所有者主張に対し土地所有権を証明書を発行
したため、地主に対して土地所有権の基盤費料の支払の請求をしようとした。
当時沖縄の軍用地賃借料の問題は大田村政治問題であったので、米農政府は本件

が重大問題化するおそれありとして、昭和31年日本政府に対し、本件土地の所有
権と関係ある補足資料、情報等を送り説明資料の提供方を要請して来た。

2) 日本政府はUSCAR付 地主を引揚援護局が調査に当たった。沖縄本島の
飛行場施設等跡に調査したと条32軍司令部の供述を綜合し、当時の「作戦準備

推進のための民有地使用」についての文庫資料は「梁上の道路に立つた非常事態の
今日、作戦準備が進展し相対的である。必要民有地について

一、農地をから使用するというふうな考えを及ぼすべし時期である」ということと、
民の中には農地を希望し希望しあつたが、農地一戸を認めず、唯一定の畜土料

量確保作補償のみに交換することをし、この規定にそつとついて
、ほか飛行場跡地と考えると、西条飛行場の敷地は民有地を農地にしたもので

はたし 民間地を一時借上げにいたるは判断し 其旨昭知22年 月 日 午後〇時
通じ米國政府に回答に在る。

(3) 米政府は 上述の如き事情から 本件土地を個人所有の土地であると判断し 昭知
22年2月23日 ハーカ米政府兼琉球政府委員の文書にて 本件土地の真正所有権

を調査したに於て 本件土地は右の諸条件の具備であることを見出し 尚て通知し
翌2月24日に各地に於て 米政府兼琉球政府委員より各層から其条件を解

除する旨を通知し 本件土地の返還を 行なわれしのである。

2 日本政府としての見解

(1) 本件土地の返還に付ては 吾島島の旧軍用地の因り所有権が旧軍用地を返還しはむとの認め
の前提として認めらるべきにして 是れらつて旧軍用地を無償で返還すべきことを陳述して居るが

前述の如く旧軍用地は右の如く 民間地を借上げて 貯蓄場を建設したものと認め
らるから 所有権の移転が加はらるるに在る旧軍用地の処理に付て 前提となるべき

ものと在る。

(2) 是れ 昭和19年度の民間地使用の方針が 露土で在るに付ては 是れ

は 民間地を建設するに 旧軍用地を貯蓄場 (一部は是れ 地代は全部受領して民間に
委託して居る) についても 民間地であること知れぬので 十分の調査を行はざれば

かゝる。

附表

P. 7

露土局 → 大蔵省文書

P. 125

別表3

沖縄所在旧国庫財産(土地)利用現況総括表

単位：坪

所在 (群島別)	所有 区分	総数量	割当 ALLOCATION	貸借		LEASE 年賃資料	その他	備 考
				契約件数	数量			
沖縄	国有	28,574.462	28,713.157	823	77,022	31,154.72	2,779.321	
	旧国庫有	5,986,748	2,266,693	2,276	128,256	84,281.00	4,861,708	
	計	44,561,210	31,979,850	3,099	205,278	115,435.72	7,641,029	
宮古	国有	1,064,352	160,621	1762	830,662	2,563.80	73,264	
	旧国庫有	85,820	76,612	5	147	120.72	9,110	
	計	1,150,172	237,233	1767	830,809	2,684.52	82,374	
八重山	国有	23,965,628	818,718	226	971,341	1,026.00	22,170,569	
	旧国庫有	2,384	7,570	0	0	0	2,314	
	計	23,970,012	826,288	226	971,341	1,026.00	22,172,883	
合計	国有	113,576,384	29,692,496	2,971	1,881,832	34,774.52	82,023,054	
	旧国庫有	6,082,092	2,079,766	2,401	128,103	84,401.72	4,873,122	
	計	119,658,476	31,772,262	5,372	2,009,935	119,176.24	86,896,176	

(資料) 総数量は、1969.3.31現在の「管理財産目録」、割当は、1970.10.1(対漁政、旧政府)及び1970.12.31(対米國)現在の「割当り表」
貸借については、沖縄は1971.1.1現在の宮古は1969.3.31現在の、八重山は1971.1.31現在の「貸借人名録」による。

(注) 1. 数量については、単位以下を切捨てたため、内訳と合計が必ずしも一致しない。
2. 119,176,244坪は約4,290,303坪である。

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公営事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に對し、その補償を求めることができる。

第二十五條 前条第三項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基づき、適當な措置をとらなければならない。

(専用規定)

第二十六條 前五条の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は貸付を受ける場合に、これを適用する。

第三十條 前条の規定によつて用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定して普通財産の売却をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

(用途指定の光)

第二十九條 普通財産の売却をする場合は、当該財産を所管する各省各庁の長は、その買受人に對して用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定しなければならない。ただし、政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

第三十條 前条の規定によつて用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定して普通財産の売却をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

できる。但し、価額の差額が、その高価なものの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補正しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各庁の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

註 本条の特例は国有財産特別措置法九条の三九条の五

(譲与)

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲与することができる。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

二 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代るべき他の用途を定めたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

第三十一條 公共団体の長は、前条第一項の規定により公共用財産の用途を廃止した場合には、その用途を廃止した公共用財産の用途を代るべき他の用途を定めたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体に譲与することができる。

2 前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各庁の長は、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各庁の長は、直ちにその特約を解除しなければならない。

一 当該財産の譲渡を受けたものとする管理が、適當でないとき。

二 各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積り賃料の額に満たないとき。

註 本条の特例は国有財産特別措置法二条

第三十二條 一 立入及び境界確定

財産ノ管理

○米國海軍政府布告第七号

改正 一九四九年六月二十八日 米國軍政府特別布告第三十号

財産ノ管理

米國軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告ク

本官米國太平洋艦隊並ニ太平洋区域司令長官兼米國軍占領下ノ南西諸島及其近海軍政府總長米國海軍元帥シ・W・ニミツハ左ノ如ク布告ス。

第一条 用語ノ解説

本布告又ハ本布告ニ関スル總テノ場合ニ於テ「財産」ナル用語ハ有形又ハ無形ノ總テノ種類及財産上ノ權利、所有權又ハ權益ヲ含ム。「遺棄財産」ナル用語ハ其ノ財産ノ權利、所有權又ハ權益ヲ有スル者ニ依リテ遺棄サレタルモノト決定サレタル總テノ財産ヲ含ム。「固有財産」ナル用語ハ米國以外ノ國家ガ其ノ權利、所有權又ハ權益ヲ有スル總テノ財産又ハ米國以外ノ國家ニ依リテ所有、支離、管理サレタル總テノ財産又ハ米國以外ノ國家ニ依リテ所有、支離、管理シテ米國以外ノ國家ガ其ノ本來ノ權益ヲ有シ且ツ其ノ本來ノ支配權ヲ行使シタルモノ及財産管理官ニ依リテ固有財産ト決定サレタル總テノ財産ヲ含ム。「國際公法」下ニ賠償無クシテ略取シ得ル私有財産」ナル用語ハ國際公法ノ下ニ賠償無クシテ略取シ得ル私有財産及財産管理官ガ國際公法ノ下ニ賠償無クシテ略取シ得ル私有財産ト決定シタル總テノ私有財産ヲ含ム。

第三項 本布告ニ所屬スル財産ノ保管、所有及支配權ヲ有スル總テノ者ハ財産管理官ニ依リテ要求サレタル場合ハ之ヲ同管理官ニ引渡シ得。

第五條 権能ノ委託

財産管理官ハ其権能ノ一部又ハ全部ヲ該島指頭官ノ幕僚民事課士官ニ委託スル事ヲ得。斯ル士官ノ行動ハ財産管理官ト見做サル可シ。

第六條 命令發布ノ権能

財産管理官ハ本布告ノ執行及運用ニ關シ必要ナル總テノ命令、規則及規定ヲ發布スル事ヲ得。又前記事項ノ一般性ニ影響セザル範圍ニ於テ財産管理官ノ負ヒタル手数料、費用及経費ノ回収又ハ財産管理官ガ本布告ノ下ニ為シタル事務又ハ履行シタル職務ニ對シテ要求サル可キ代價ノ回収ニ關スル規定ヲ作成スル事ヲ得。

第七條 軍政府ノ保護

軍政府及其官憲ハ本布告ニ依リテ支配サル可キ財産ノ所有者ニ對シ又ハ其レニ關係アル如何ナル者ニ對シテモ或ハ斯ル財産ヨリ生ズル如何ナル損失又ハ損害ニ對シテモ或ハ斯ル財産ノ所有者又ハ其他ノ者ガ斯ル財産ノ支配權獲得ノ理由ニ依リテ生ジタル直接又ハ間接ノ如何ナル損失ニ對シテモ之ヲ賠償ス可キ責任ヲ有セズ。但シ、軍政府ノ如何ナル官憲モ軍政府及米國政府ニ對スル責任ヨリ免カルコト能ハズ。

第八條 削除(米軍告三)

第九條 取引ヲ無効ニスル権能

財産管理官ハ本布告或ハ如何ナル者又ハ敵國政府ニ課セラレタル又ハ課セラル可キ如何ナル責任、罰金及拘留ヲ無効、回避又ハ廢棄ノ為ニ為サレタリト信スル財産ニ關シ如何ナル場合ニ為サレタル取

財産ノ管理

「財産管理官」ナル用語ハ我方軍政府長又ハ其軍政府長ニ依リ財産管理官トシテ任命サレタル他ノ士官ヲ含ム。

第二条 財産管理官ニ委任スル財産

本布告ノ有効期日ヨリ軍政府下ノ区域内ニ於ケル左ノ財産ハ財産管理官ニ委任ス。

(1) 總テノ遺棄財産

(2) 總テノ固有財産

(3) 國際公法ノ下ニ賠償無クシテ略取シタル總テノ私有財産

第三条 財産管理官ニ委任サレタル財産ニ關スル報告ノ責任

總テノ者ハ本布告第二条ニ依リテ財産管理官ニ任サレタル財産ノ存在若シクハ位置ニ關スル知識ヲ有スル場合、其ノ財産ノ位置ヲ明記シタル證明書ヲ以テ直チニ同管理官ニ報告ス可シ。

第四条 財産管理官ニ委任サレタル財産ノ維持及引渡ニ關スル責任

第一項 本布告ニ所屬スル財産ノ權利、所有權及權益ヲ有スル總テノ者ハ其ノ財産ノ引渡命令ニ接スル迄斯ル權利、所有權及權益ノ所持ヲ維持シ、本布告ニ所屬スル財産ノ保管、支配及執行ノ權利ヲ有スル總テノ者ハ其ノ財産ノ保管、支配及執行ノ權利ノ行使ヲ繼續ス可シ。

斯ル者ハ斯ル財産ヲ維持シ又ハ其レニ必要ナル手段ヲ講ジ、斯ル財産ノ記録ヲ保持シ、財産管理ノ要求ニ応ジテ其ノ財産ノ運用、管理及執行ニ關スル定期ノ報告書ヲ提出ス可シ。

第二項 如何ナル者ニ本布告ニ所屬スル財産ノ權利、所有權及權益ヲ有シ又ハ保管、支配及執行ノ權利ヲ有スル者ハ財産管理官ノ承認無クシテ斯ル財産ノ詳細、使用及取入ニ對シ有形的ニ影響スル如何ナル行動ヲ取ル事又ハ取ララル事能ハザル可シ。

引ト雖モ命令ヲ以テ該取引ヲ破棄、無効又ハ無用トスル事ヲ得。

第十条 有効期日

本布告ハ占領地域内ニ於ケル各島又ハ其ノ一部ニ於テ發布サレタル日ヨリ有効トス。

一九四五年 月 日

於

米國太平洋艦隊及太平洋区域司令長官兼

南西諸島及其近海軍政府總長

米國海軍元帥

ニミツ

附 則(米軍告三)

第三條 發効日

本布告ハ、一九四九年七月五日正午を以テ施行する。

一九四九年六月二十八日署名

合衆國陸軍少將

軍政長官

W・W・イーグルス

奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令

昭和二十八年十二月二十四日
政令第四百六号
改正 昭和二十八年九月十四日政令第三六八号
昭和二十八年二月二十日政令第三三六号
昭和二十八年二月六日政令第三〇〇号

奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令をここに公布する。
奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令

内閣は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(一)の政令の趣旨
第一条 この政令は、奄美群島の復帰に伴い、左に掲げる法律の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。

第一章 憲法 皇室 第二章 法例 共通法
第一輯 憲法 皇室 第二章 法例 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令)

[附(一七七)]

- 一 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百一十号)
二 塩専売法(昭和二十四年法律第百一十二号)
三 しょう油専売法(昭和二十四年法律第百一十三号)
四 國家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)
五 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)
六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)
七 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第百五十六号)
八 公設会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)
九 預有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)
十 社等無償で貸し付けてある固有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)
十一 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)
十二 信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)
十三 信用金庫法施行法(昭和二十六年法律第百三十九号)
十四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十二号)
十五 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第百八十二号)
十六 貸金業等の取締りに関する法律(昭和二十四年法律第百七十七号)

第一輯 憲法 皇室 第二章 法例 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令)

第二条 たばこ専売法第二章の規定は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(以下法とす)の施行の日において現に奄美群島に植え付けられているたばこの耕作、その収穫及びその収穫により得られた葉たばこの取扱並びに法の施行の日において現に奄美群島でたばこを耕作している者(以下「現地耕作者」という)が法の施行前に収穫した葉たばこの取扱に関するは、適用しない。

2 たばこ専売法第六十六条の規定は、法の施行の際現に奄美群島にある葉たばこ及び法の施行の日以後に現地耕作者が収穫した葉たばこの奄美群島における所有、所持、譲渡又は譲受については、法の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

3 日本専売公社(以下「公社」という)は、法の施行の日から起算して六月を経過した後、前項の葉たばこを所有している者に指示して、その葉たばこを処分させ、又はその葉たばこが収納に適合するものと認めるときは、適正な価格でこれを収納することができ、

4 たばこ専売法第七十七条の規定は、第二項の葉たばこを原料として自己消費に充てるため奄美群島において製造したばこを製造する場については、法の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第三条 法の施行の際現に奄美群島において営業として製造したばこを製造している者(以下「現地たばこ製造業者」という)は、左に

- 一 製造場の位置
二 その所持する製造たばこの製造用器具機材、製造たばこ及び製造たばこ用巻紙の種類及び数量
三 最近三年間の製造たばこの製造数量及び販売数量
四 公社は、前項の規定により届け出られた製造たばこの製造用器具機材、製造たばこ及び製造たばこ用巻紙の処分について、当該現地たばこ製造業者に指示することができる。

3 前項の指示により損失を受けた現地たばこ製造業者がある場合には、公社は、その損失を補償する。

4 公社は、現地たばこ製造業者の請求により、その者に對し、その営業期間に對し、法の施行の日前二年間における当該製造業者の製造たばこ販売額の平均月額(十二月分以内の額の二割に相当する金額を交付するものとする。但し、その平均月額は、法の施行の日前二年以内に営業を開始した者については、その営業開始以後の期間の平均月額による。

5 第三項の補償金額及び前項の交付金額の算定の方法は、公社が大蔵大臣の承認を受けて定める。

第四条 法の施行の際現に奄美群島において製造したばこの販売を業としてしている者(以下「現地たばこ販売業者」という)は、法の施行の日から起算して六月間を限り、たばこ専売法第三十条第一項の規定により公社の指定を受けた製造たばこの小売人とみなす。

[附(一〇九七)]

第一輯 憲法 皇室 第二章 法例 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令)

掲げる事項を、法の施行の日から起算して一月以内に、公社に届け出なければならない。

一 製造場の位置
二 その所持する製造たばこの製造用器具機材、製造たばこ及び製造たばこ用巻紙の種類及び数量
三 最近三年間の製造たばこの製造数量及び販売数量
四 公社は、前項の規定により届け出られた製造たばこの製造用器具機材、製造たばこ及び製造たばこ用巻紙の処分について、当該現地たばこ製造業者に指示することができる。

3 前項の指示により損失を受けた現地たばこ製造業者がある場合には、公社は、その損失を補償する。

4 公社は、現地たばこ製造業者の請求により、その者に對し、その営業期間に對し、法の施行の日前二年間における当該製造業者の製造たばこ販売額の平均月額(十二月分以内の額の二割に相当する金額を交付するものとする。但し、その平均月額は、法の施行の日前二年以内に営業を開始した者については、その営業開始以後の期間の平均月額による。

5 第三項の補償金額及び前項の交付金額の算定の方法は、公社が大蔵大臣の承認を受けて定める。

第四条 法の施行の際現に奄美群島において製造したばこの販売を業としてしている者(以下「現地たばこ販売業者」という)は、法の施行の日から起算して六月間を限り、たばこ専売法第三十条第一項の規定により公社の指定を受けた製造たばこの小売人とみなす。

[附(一〇九七)]

2 現地たばこ販売業者は、法の施行の日から起算して六月間は、たばこ専売法第三十七条第一項及び第六十六條第一項の規定にかかわらず、法の施行の日以前に所有している製造たばこ及び他の現地たばこ販売業者又は前条第二項の指示に基づき現地たばこ製造業者から譲り受けた製造たばこを販売することができる。

3 現地たばこ販売業者の販売する製造たばこで公社の売り渡さないものについては、たばこ専売法第三十四條第一項及び第三項、第三十八條、第四十條から第四十一條の二まで並びに第四十五條の規定を適用せず、当該製造たばこの現地たばこ販売業者からの譲受及びその譲り受けた当該製造たばこの奄美群島における所有又は所持については、同法第六十六條の規定を適用しない。

(但し専売法関係)
第五條 奄美群島には、法の施行の日から起算して一年間、但し専売法第四條 第二十一條、第二十三條第二項及び第五項、第四十二條並びに第四十三條の規定を適用しない。

第六條 公社は、奄美群島において塩又はにがりや製造している者が法の施行の日から起算して一年を経過した日に所有する塩又はにがりを、但し専売法第五條第二項の価格で、収納することができる。この場合においては、同法第十四條第二項から第四項まで及び第十五條の規定を適用する。

第七條 法の施行の際現に奄美群島において塩の販売を業としている者(以下「現地塩販売業者」という)は、法の施行の日から起算して二年間を限り、但し専売法第二十四條第一項の規定により公

第一節 憲法 皇座 第二章 法例 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令)

第十一條 昭和二十一年一月二十八日において効力を有していた國家公務員の共済組合に関する法令(以下この条において「旧法令」という)に基づいて組織されていた共済組合(以下この条において「旧組合」という)の組合員たる職員として同日において在職していた者で、引き続き琉球政府(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第二條第三号の琉球政府をいう。以下この条において同じ)の職員となつた者のうち、旧法令並びに國家公務員共済組合法(以下「共済組合法」という)及びこれに基く命令が北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)に適用されていたとすれば、これらの法令の規定中退職(共済組合法第十三條第三号に掲げる事由を含む) 廃疾又は死亡を給付事由とする給付(以下この条において「長期給付」という)に関する部分の適用を受ける職員とされるべき者であつて、且つ、昭和二十一年一月二十九日から法の施行の日の前日までに奄美群島において当該給付の給付事由が発生したものと及び法の施行の際現に奄美群島において勤務しているものについては、琉球政府の職員として勤務した間、相当の旧組合又は共済組合法に基づいて組織された國家公務員の共済組合(以下「共済組合」という)の組合員たる職員として勤務した者とみなして、共済組合法の規定中長期給付に関する部分の適用する。但し、同法第六十八條の規定は、法の施行前の期間に係る掛金については、適用しない。

2 前項の場合において、同項の規定に該当する者につき法の施行

社の指定を受けた塩の小売人とみなす。
2 現地塩販売業者については、法の施行の日から起算して一年間、但し専売法第三十四條の規定を適用しない。

(し)よう、専売法関係
第八條 しよう、専売法第二章及び第十八條の規定は、奄美群島には、法の施行の日から起算して六月間は適用しない。

第九條 公社は、奄美群島においてしよう、専売法を製造している者が法の施行の日から起算して六月を経過した日に所有する粗製しよう、専売法はしよう、専売法を、しよう、専売法第五條第二項の価格で、収納することができる。この場合においては、同法第十一條及び第十二條の規定を適用する。

(國家公務員等退職手当暫定措置法関係)
第十條 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六號) 第二條第三号に規定する琉球諸島民政府職員で同法第五條の規定の適用を受けない者が奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の引継の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百一號)の施行の際、同令第二條第一項の規定により、又は同令第二項及び同令第四條第一項の規定により、國家公務員等退職手当暫定措置法第二條第二項に規定する職員となつたときは、その琉球諸島民政府職員としての引き継いだる在職期間中その者が同項に規定する職員として在職したものとみなして、同法を適用する。

(同二十九號一八、一四政令) 四六ノ三四ノ一

第一節 憲法 皇座 第二章 法例 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令)

前給付事由が発生しているときは、その者は、琉球政府の職員として在職していた間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給(昭和二十一年七月一日以後においては、当該俸給の額は、國家公務員の給与水準の改訂に伴う共済組合の年金の額の改定に關して定めた法令の規定による仮定俸給の額とする)を受けたいものとみなし、当該給付を受ける権利の時効は、共済組合法の規定にかかわらず、法の施行の日の前日までは進行しないものとす。

3 同項は、第一項の規定の適用に因り増加する共済組合の長期給付に要する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する長期給付について増加する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる者を除く)のうち、國家公務員である者及び当該各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に應じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従い、同項及び当該団体が負担するものとす。

- 一 共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体
- 二 日本専売公社法第五十一條第二項に規定する共済組合 日本専売公社
- 三 日本國有鉄道法第五十七條第二項に規定する共済組合 日本國有鉄道

四 日本電信電話公社法第八十條第一項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第四條)

第十二條 法の施行の際現に奄美群島に居住している者についての旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の適用については、同法第十七條第一項中「本邦に帰還した日」とあるのは、「昭和二十八年十二月二十五日」とする。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律関係)

第十三條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定は、奄美群島に関する日本國とアメリカ合衆國との協定に基づき、同、日本電信電話公社又は地方公共団体が承継する債務に係る契約については、適用しない。

(公認会計士法関係)

第十四條 昭和二十一年一月二十九日において旧計理士法(昭和二十一年法律第三十一號)第五條の規定により計理士の登録を受けていた者で、同日以後法の施行の日まで奄美群島に住所を有していたものは、法の施行の日から起算して三月以内に、公認会計士等登録規則(昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第四號)の定めるところにより、六級管に備える計理士名簿に登録を受けたときは、公認会計士法第六十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

第一節 憲法 第二章 法律 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

第一章 憲法 第二章 法律 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

第一節 憲法 第二章 法律 共通法 (奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

2 前項に規定する者で法の施行の日から起算して三月を経過した日の前日において旧計理士の登録遅延に関する規則(昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第六號)第二條各号に掲げる業務に従事するものは、前項の規定にかかわらず、その業務を離れた日から一月以内に同項の規定に準じて登録を受けたときは、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

3 前二項の規定により計理士名簿に登録を受けた者は、公認会計士法第六十三條第一項又は第二項の規定により旧計理士法第一條に規定する業務を営むものとみなす。

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

(奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の法) 四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

四六ノ三三ノ三

であつて、且つ、当該證券の時に宗教法人となつてゐる場合に限り、
るものとす。

2 法の施行の際既に奄美群島に所在する同種財産のうち、昭和二十一年一月二十八日において、神社の用に供し、若しくは供するものと決定したるもの又は同種有財産法の規定に基いて寺院若しくは教会に無償で貸し付けられていたものについては、その社寺等が法の施行の日から起算して一年以内、前項の譲渡の申請をしたものについては、譲渡しないことの決定通知を受けた日から六月以内、に申請したときは、その社寺等が家督継承を行うのに必要なものに限る、当該同種財産をその社寺等に時価の半額で売り払ふことができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

3 第一項に規定する行政処分について訴訟をした者は、前項の期間満了後、その救済請求を欲した日から、なお三月以内に、前項の売払の申請をすることが出来る。

4 第一項又は第二項の規定による同種財産の譲渡又は売払に關しては、社寺等に無償で貸し付けてある同種財産の処分を關する法律の例によるものとす。

5 法の施行の際既に社寺等が使用又は収益することを認められてゐる同種財産で第一項又は第二項の規定によつて譲渡又は売払をすることに決定したものは、その譲渡又は売払の日までは、当該社寺等に無償で貸し付けられたものとみなす。
(相互銀行法関係)

第一輯 憲法 皇室

第二章 法例 共通法

(奄美群島の復歸に伴うたばこ専売法等の適用の附則)

第一輯 憲法 皇室

第二章 法例 共通法

(奄美群島の復歸に伴うたばこ専売法等の適用の附則)

四六〇三三

第二十條 法の施行の際従前の法令(法の施行の際奄美群島に適用されてた法令をいう)に基いて相互銀行法第四項第一項による改正前の無償貸付(昭和六年法律第四十二号、以下「旧無償貸付」といふ)第一條に規定する無償貸付として行つてゐる会社や奄美群島内に本店を有するものは、相互銀行法第四項第二項に規定する既存無償貸付とみなす。この場合においては、同項中「この法律施行後三年を限り」とあるのは、「当分の間」とす。

2 前項の会社については、従前の法令の規定によりなされた認可承認、命令、処分その他の行為は、相互銀行法第四項第三項の規定によつてその効力を有する旧無償貸付法中これに相当する規定がある場合においては、同法の規定によりなされたものとみなす。
(信用金庫法等関係)

第二十一條 法の施行の際従前の法令の規定に基いて旧市街増借組合法(昭和十八年法律第四十五号)第三十條に規定する業務を行つてゐる者が奄美群島に主たる事務所を有するものについては、当分の間、同法の規定の例による。

2 前項に規定する者については、従前の法令の規定によりなされた認可承認、命令、処分その他の行為は、同項の規定によりその例によることとされた旧市街増借組合法中これに相当する規定がある場合においては、同法の規定によりなされたものとみなす。
3 第一項に規定する者は、總會の議決を経て、信用金庫法による信用金庫となることが出来る。

第一輯 憲法 皇室

第二章 法例 共通法

(奄美群島の復歸に伴うたばこ専売法等の適用の附則)

第一輯 憲法 皇室

第二章 法例 共通法

(奄美群島の復歸に伴うたばこ専売法等の適用の附則)

四六〇三六

4 信用金庫法施行法第四條第二項から第四項まで、第五條及び第六條の規定は、第一項に規定する者が前項の規定により信用金庫となる場合に準用する。この場合において、同法第四條第四項中「この法律施行の日」とあるのは、「この金庫となつた日」と、同法第五條第一項中「前條第一項の規定による金庫への組織変更は、同條同項の期間内に」とあるのは、「奄美群島の復歸に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第二十一條第三項の規定による金庫への組織変更は」と読み替へるものとす。

5 第一項に規定する者は、第三項の規定により信用金庫となる場合を除く外、總會の議決を経て、中小企業等協同組合法による信用協同組合となることが出来る。

6 中小企業等協同組合法施行法第四條第一項後段、第二項及び第三項、第五條から第七條まで、第十條、第十七條並びに第十九條の規定は、第一項に規定する者が前項の規定により信用協同組合となる場合に準用する。この場合において、同法第五條第一項中「前條第一項の規定による中小企業等協同組合への組織変更は、第三條第二項の期間内に」とあるのは、「奄美群島の復歸に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第二十一條第五項の規定による信用協同組合への組織変更は」と読み替へるものとす。

7 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び登録税法(明治三十九年法律第二十七

この政令は、法の施行の日から施行する。

附則 (昭和二十九年九月一日公布第三三六号)
この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月二十五日以後の退職に因る退職手当について適用する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日公布第三三五号)
この政令は、公布の日から施行する。

は、借地法（大正十年法律第四十九号）及び借家法（大正十年法律第五十号）の規定は、これを適用しない。

5 第三項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、この許可を取り消すことができる。

本条：道四四三八年六月法律九号

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出賃の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に、地方公共団体で他の公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

4 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 第二項及び第三項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲り出す場合にこれを準用する。

6 前項に定めるものは普通財産の売払いに關し必要な事項及び普通財産の交換に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

本条：道四四三八年六月法律九号

（旧慣による公有財産の使用）

第二百三十八条の六 旧來の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならぬ。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

本条：道四四三八年六月法律九号

（行政財産を使用する権利に關する処分についての不服申立て）

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四（行政財産の管理及び処分）の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に關する処分不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に關する処分不服がある者は、当